

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第15号

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(香芝市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 香芝市子ども医療費助成条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第4項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「助成の対象となる乳幼児が医療機関等で医療に関する給付を受けた場合において、当該」を削る。

(香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第2条第1号イ中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)」を「子ども」に改め、同号ロからニまでの規定中「対象児童」を「子ども」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

第3条の3第1項第1号中「対象児童」を「子ども」に改める。

(香芝市中心身障害者(児)医療費助成条例の一部改正)

第3条 香芝市中心身障害者(児)医療費助成条例(平成3年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の香芝市子ども医療費助成条例、香芝市ひとり親家

庭等医療費助成条例及び香芝市中心身障害者（児）医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。